

事務連絡
令和2年4月24日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 保育主管部（局）

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所における差別・偏見の禁止に関する政府広報について

保育所における差別や偏見の禁止については、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」(令和2年4月17日付け事務連絡)においてお示したところであり、令和2年4月21日より政府広報(「新型コロナウイルス対策8」篇)においても周知されているところです。

この政府広報については、医療従事者等の子どもの預かりが拒否される等の事例が一部において指摘されている状況を踏まえ、このような偏見や差別が生じないように関係者の理解促進を図るものであります。

もとより、新型コロナウイルス感染症については、一部の地域で感染の拡大が見られる中、令和2年4月10日の閣議後会見において厚生労働大臣からも発言があったように、保育所の開所のために御尽力をいただいている現場の皆様へ感謝申し上げているところです。国においても、保育所における感染拡大を防止するため、マスクや消毒薬等の購入にかかる費用を助成するなどの支援に努めてまいりますので、必要な保育の提供や、登園自粛や臨時休業により自宅にいる子どもや保護者への支援について、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いします。

以上